

「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例（仮称）」

（通称：「県産材利用促進条例」） 骨子（案）

（※括弧内の記述は、各項目の説明です。）

1 前文

○条例制定の背景、条例の目指すべき方向等について示すものです。

長野県は、森林面積が県土の約8割を占める全国有数の森林県であり、県民は、古くから森林の恵みを楽しみ、住まいや日用品に木を取り入れることで、森林資源を生かした快適で潤いのある暮らしを営んできた。

木材、特に、信州の森で育まれた県産材を利用することは、林業をはじめとする産業の健全な発展、ひいては、地域経済の活性化に資するだけでなく、主伐・再造林を通じた森林の若返りと災害に強い森林づくりに寄与するものであり、さらには、二酸化炭素固定量の増加を通じて脱炭素化にも貢献することから、安定的・持続的な利用の確立が重要な課題となっている。

しかしながら、近年は、住宅等の様々な分野において木材に代わる素材が利用されているほか、外国産の木材との競合や担い手不足を背景として、林業・木材産業等を取り巻く環境は厳しさを増しており、県産材の利用についても十分とは言えない状況にある。

本県では、これまで「長野県ふるさとの森林づくり条例」の制定をはじめ、県産材の供給源である森林の整備・保全に取り組んできたが、県内の人工林が本格的な利用期を迎えている今こそ、森林所有者や林業事業者はもとより、木材産業事業者や建築関係事業者、土木関係事業者に対する支援を充実させ、併せて、県民への普及啓発等に取り組むことで、県産材のより一層の利用促進を図る必要がある。

このような認識に基づき、ふるさと信州の豊かな森林と環境を守るという決意の下、林業・木材産業等の発展、地域内経済循環の活性化とともに、県産材の利用促進を通じた脱炭素社会の実現に向け、県、市町村、事業者及び県民が一体となって、県民共通の財産である県産材の利用促進に関する実効性ある施策を強力に推進するため、この条例を制定する。

2 目的

〇条例制定の目的について規定するものです。

この条例は、県産材の利用促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進し、及び森林資源の循環利用の確立による林業・木材産業等の持続的な発展を図り、もって地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

3 定義

〇この条例における言葉の定義について規定するものです。

- (1) 県産材
県内で生産された木材をいう。
- (2) 建築物
建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 土木施設
河川施設、砂防施設、道路施設、上下水道施設、公園施設、土地改良施設、治山施設等をいう。
- (4) 公共建築物
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共建築物をいう。
- (5) 公共土木施設
地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する土木施設をいう。
- (6) 森林所有者
権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。
- (7) 林業事業者
森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）の事業を行う者をいう。

- (8) 木材産業事業者
木材の加工（製材その他の木材の加工をいう。）又は木材の流通の事業を行う者をいう。
- (9) 建築関係事業者
建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (10) 土木関係事業者
土木施設の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (11) その他事業者
上記(7)から(10)以外の事業者をいう。

4 基本理念

○条例の目的を達成するための理念を規定するものです。

県産材の利用促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 木材の流通における川上から川中、川下までの林業・木材産業等を持続可能な産業として振興する。
- (2) 地域の豊かな森林資源を有効活用する取組を通じて、多様な産業の発展を図るとともに、県産材の需要を喚起し、地域内の経済循環を活性化する。
- (3) 森林資源の循環利用により、二酸化炭素の吸収・固定化を通じた脱炭素化のための取組を効果的に推進する。

5 責務・役割

○条例の目的を達成するための県の責務に加え、市町村、県民及び事業者の役割について規定するものです。

(1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、県産材の利用促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。

(2) 市町村の役割

市町村は、県が実施する県産材の利用促進に関する施策が円滑に進むよう、県及び地域の関係者との連携協力を努める。

(3) 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、県産材の利用の意義について理解を深めるとともに、県が実施する県産材の利用促進に関する施策に協力するよう努める。

(4) 森林所有者の役割

森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の整備・保全に努めるとともに、県が実施する県産材の利用促進に関する施策に協力するよう努める。

(5) 林業事業者の役割

林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の整備・保全、県産材の安定供給及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用促進に関する施策に協力するよう努める。

(6) 木材産業事業者の役割

木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産材の有効利用、安定供給及び品質確保、新しい技術の開発及び導入並びに人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用促進に関する施策に協力するよう努める。

(7) 建築関係事業者の役割

建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材の利用促進、県産材に係る知識の習得、木造建築技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用促進に関する施策に協力するよう努める。

(8) 土木関係事業者の役割

土木関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材の利用促進、県産材に係る知識の習得、土木技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用促進に関する施策に協力するよう努める。

(9) その他事業者の役割

その他事業者は、基本理念にのっとり、県産材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産材の利用促進に関する施策に協力するよう努める。

6 基本方針

○条例に基づく施策を推進するため、基本的な方針の策定を知事に求めるものです。

- (1) 知事は、県産材の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針を定める。
- (2) (1)の方針には、次に掲げる事項を定める。
 - ア 県産材の利用促進に関する方針
 - イ 県産材の利用促進に関する施策

7 基本的施策

○条例の目的を達成するため、県が実施する具体的な施策について規定するものです。

- (1) 県による県産材の率先利用
県は、県が整備する公共建築物及び公共土木施設の整備等に当たっては、自ら率先して県産材を利用する。
- (2) 建築物における県産材の利用促進
 - ア 県は、市町村等が整備する公共建築物における県産材の利用を促進するために支援その他の必要な施策を講ずる。
 - イ 県は、木造住宅をはじめとする公共建築物以外の建築物における県産材の利用を促進するため、脱炭素化に配慮した支援その他の必要な施策を講ずる。
- (3) 建築物以外における県産材の利用促進
 - ア 県は、建築物以外における県産材の利用を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずる。
 - (ア) 市町村等が整備する公共土木施設における県産材の利用促進に関すること。
 - (イ) 県産材製品（県産材を使用した製品をいう。）の利用促進に関すること。
 - (ウ) 木質バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するものをいう。）としての県産材の利用促進に関すること。
 - イ 県は、民間事業者が整備する土木施設における県産材の利用促進のために必要な施策を講ずる。
- (4) 県産材の安定供給の促進
県は、県産材の安定的・持続的な供給を確保するため、森林所有者・林業事業者・木材産業事業者等による森林資源の循環利用に向けた取組の促進、木材の加工・木材の流通に係る体制の整備への支援その他の必要な施策を講ずる。

(5) 県産材・県産材製品の産地づくり及び販路拡大

県は、県産材・県産材製品について、地域の特色を活かした産地づくりに努めるとともに、大都市圏の建築物への利用その他の販路拡大のために必要な施策を講ずる。

(6) 県産材の利用による脱炭素化に向けた取組の推進

県は、カーボンクレジット（温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出削減量や吸収量を認証し、及び活用する取組をいう。）の活用をはじめ、県産材の利用を通じて脱炭素化のための取組を推進するとともに、その普及のために必要な施策を講ずる。

(7) 研究開発等

県は、県産材の利用を促進するため、林業・木材産業に関わる新しい技術の研究開発、導入及び情報の収集に努めるとともに、その成果の普及のために必要な施策を講ずる。

(8) 人材の確保・育成

県は、県産材の利用に関する助言・支援等を行うことができる専門人材その他の県産材の利用促進に関わる人材の確保・育成のために必要な施策を講ずる。

(9) 普及啓発

県は、木育（二酸化炭素の吸収・固定化による脱炭素化への貢献をはじめとする県産材の利用の意義その他の森林・林業に関する学習の機会をいう。）の推進等を通じて県産材の利用に対する県民の理解を深めるとともに、県産材の利用促進に向けた気運の醸成を図るために必要な施策を講ずる。

(10) 木材以外の林産物の利用促進

県は、県産材に関する上記(1)から(9)までの基本的施策を踏まえ、木材以外の林産物（食用のものを除く。）の利用促進のために必要な施策を講ずる。

8 その他

○条例に基づく施策を推進するための財政上の措置について規定するとともに、施策の実施状況について議会への報告・公表を知事に求めるものです。

(1) 財政上の措置

県は、県産材の利用促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(2) 施策の実施状況の報告・公表

知事は、毎年、県が講じた県産材の利用促進に関する施策の実施状況、二酸化炭素の吸収・固定化への効果について、議会に報告するとともに、その概要を公表する。